

2017年
新春

どうそ 満 議員活動報告



発行責任者 道祖 満
飯塚市 鯉田2525-44
TEL 25-3280・22-9323

つくります!
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

e-mail:m.douso@fmwu.or.jp

平成 29 年(西暦 2017 年)

新春のお慶びを申し上げます。

皆様お元気ですか。新しい年が始まりました。

平成の年号となって 29 年目が始まるわけですが、振り返って見れば月日が過ぎ去ることの速さに驚くばかりです。皆様から旧飯塚市議会に市議会議員として当選させていただき、平成 18 年 3 月の 1 市 4 町合併後も新飯塚市の市議会議員として活動していますが、活動の場を頂き今年は 30 年目の年となります。初心を忘れずこれからも皆様の声を市政に反映するため働いて行きたいと思っています。

飯塚市は平成 27 年度から市民の皆様の市政に対する意識調査を行い、平成 28 年度に総合計画審議会の審議、市議会の全員協議会を重ね平成 28 年 12 月定例市議会で可決された「第 2 次総合計画」に基づいて本年 4 月から新しい都市目標像「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指して動き出します。わたしもこの都市目標像構築の為に活動を行っていきたくと思っています。

「第 11 回全国市議会
議長会研究フォーラム
会場前にて」(静岡市
平成 28 年 10 月 20 日)

江口・勝田市会議員と



平成 28 年 12 月定例市議会報告

飯塚市議会では、12 月定例市議会が 12 月 2 日から 12 月 22 日まで開催されました。今回の定例市議会は、「新市庁舎の供用開始に向けて 1. 新市庁舎の庁舎管理について。2. 職員の駐車場の確保について。」「飯塚市文化振興マスタープランについて。」の 2 点について一般質問を行いました。

今回の定例市議会では、平成 28 年度飯塚市一般会計補正予算（第 6 号）と各特別会計の補正予算の議案 24 件、飯塚市税条例の一部を改正する条例等の条例議案 12 件、財産の譲渡議案 2 件、契約の締結 1 件、訴えの提起 7 件、請願 2 件、市道路線の認定 1 件、第 2 次飯塚市総合計画の基本構想、議員提出議案 3 件、報告事項 6 件が審議されました。

議案の主なものは、

行財政改革に基づく組織の改編に伴うもので、平成 29 年 4 月 1 日より上下水道局と病院を企業局とする「飯塚市公営企業の設置等に関する条例」。

行財政改革に基づく組織の改編に伴うもので、病院運営に関する事項を規定し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する「飯塚市病院事業条例」

幸袋こども園の民営化にあたり社会福祉法人三和会に園舎を無償譲渡する「財産の譲渡（幸袋こども園舎）」

幸袋西町集会所建物を幸袋西町自治会に無償譲渡するもの「財産の譲渡（幸袋西町集会所建物）」

今回の議案の中で、契約の締結（若菜児童館建設工事）については、契約金額 1 億 6276 万 6800 円（100%の落札）での契約の締結ですが、この議案に対しては、業者選考の在り方に問題があるとの考えで反対致しました。

第 2 次飯塚市総合計画について

飯塚市議会では、平成 29 年度から 10 年間の飯塚市の「街づくり」の指針となる第 2 次飯塚市総合計画について、平成 28 年 2 月 24 日・5 月 17 日・6 月 29 日・9 月 13 日の 4 回の全員協議会を開催し策定への基本方針について協議が行われました。

4 月には学識経験者・各種団体の代表者等で構成される総合計画審議会が設置され 10 月まで 5 回の審議会が行われました。この間、市内 12 地区で懇親会を重ね、また、合わせて市民意見の募集を行い、今回の 12 月定例市議会に議案として上程されました。

市議会では、「議案 147 号第 2 次飯塚市総合計画の基本構想について」は、特別委員会を設置して審議を行いました。総合計画の内容については議員全員の協議会、市民代表による審議会での意見を反映して策定されていますので、一部反対の意見はありましたが、賛成多数で可決されました。

市長・副市長の問題について

12月定例市議会の最終日の12月22日朝、西日本新聞の朝刊の1面の「飯塚市長賭けマージャン」の見出しを目にして驚きました。

22日は午前9時30分より議会運営委員会が開催され午前10時から本会議が開催の予定でしたが、新聞報道を受けて急きよ午前9時から各会派の代表者会議が開催されました。

代表者会議の議題は、「12月22日付け新聞記事について」で、市長から本会議冒頭に新聞報道について報告することを本会議の日程に追加する事でした。

代表者会議での議論は、議会運営委員会で新聞報道が事実かどうか確認を行い、事実であれば日程に加えて本会議場で開会冒頭に陳謝する場を与え、質疑の上、市議会としては「飯塚市政治倫理条例」に基づき政治倫理審査会を速やかに設置して審議を行い、必要であれば地方自治法第100条に基づき特別委員会の設置を考える事と致しました。

本会議終了後、全会派一致で正・副議長により、市に対して政治倫理審査会の設置を求めました。

本会議終了後に行われた、市長・副市長の報道各社との記者会見の様子については、翌23日のテレビ・新聞を見て知りましたが、賭けマージャンを肯定する様な発言については、どのテレビ・新聞も問題であると指摘されていました。

飯塚市政治倫理条例では、第2条（市長等及び議員の責務）「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。」と定めています。

西日本新聞

2016年(平成28年)12月23日 金曜日

飯塚市政倫審設置へ

市議会が申し入れ 賭けマージャン苦情殺到

福岡県飯塚市の斉藤守史市長と田中秀哲副市長が平日昼に賭けマージャンをしていた問題で、市議会は22日、全会派一致で市政政治倫理条例に基づく審査会の早期設置を市に申し入れた。市役所には電話やメールで計146件の苦情や批判が殺到。一方、市長と副市長は同日記者会見し、「辞任する考えはない」と明言した。

【35面に関連記事】

政倫審は議長の申し入れがあれば設置される。市が選定する学識経験者と議員の代表者で構成。市議会は政倫審の報告を受けた後、

地方自治法100条に基づく調査特別委員会(百条委)の設置などを含め、対応を検討するとしている。

同条例は市長らの政治倫理基準について、「市民の代表者として品位と名誉を損なう行為、不正の疑惑をもたられる行為をしない」などと規定。審査会設置者を市長と定めているが、今回は市長と副市長が審査対象となるため、鯉川信二議長は政倫審設置を石田慎二総務部長に申し入れた。鯉川議長は「あつてはならないことで、市の信頼を失墜させたと批判した。(座親伸吾)

新市庁舎の供用開始に関連して

新市庁舎の供用開始に関連して一般質問を行いました。

◎新市庁舎の庁舎管理について

(質問) 現在、市庁舎管理については、平成 18 年に飯塚市庁舎管理規則が定められて運用されているが、横浜市では新庁舎の供用開始(平成 32 年 6 月末)に合わせて新市庁舎の管理基本方針を平成 28 年 3 月に定め、円滑に管理・運営が行えるように検討を進めているそうです。横浜市の新庁舎管理基本方針では、施設全体を、各施設の特性に応じて、セキュリティのレベルによる区分を行い、段階的に立ち入りを制限してセキュリティを高める「セキュリティ・ゾーン」の考えを導入するとされていますが、飯塚市庁舎管理規則では、セキュリティについての考えはどうなっているのか。

(答弁) 庁舎管理規則は、庁舎内の保全・秩序の維持を図り、公務の正常な運営を図ることを目的にしている。

(質問) 現在の庁舎では、来庁者が勝手に業務を行っている職員の机まで入ってきているが、業務の書類・個人情報が見られたりする可能性があるが、問題ではないのか。

(答弁) 職員以外の執務室への立ち入りについては、各執務室の管理者として課長がいるので、その者に規制させることを考える。

(質問) 新市庁舎のレイアウト図を見ると 1 階部分では、カウンターを設置し、カウンターが途切れるところにはスイングドアがあり、執務室には入室を抑制する構造になっているが、2 階以上はスイングドアの設置が無く、職員以外の人が執務室に入れる様になっている。職員以外の部外者に対して意識的に入室を拒む姿勢を示すべきではないのか。

(答弁) 執務室に部外者を立ち入らせない方法を検討する。

(質問) 飯塚市に置いても、新市庁舎の供用開始に合わせて庁舎管理規則の見直しが必要ではないかと思うが、市は庁舎管理規則の改定に取り組む考えはないのか。

(答弁) 新庁舎の供用開始にあたり、コンプライアンス、セキュリティの面から必要になってくる事項について、規則または職員に対する訓令・マニュアルの整備をしていく。とのことでした。

◎職員駐車場の確保について

(質問) 新市庁舎が供用開始すると、この庁舎に勤務する職員数は現在の職員数から増加すると思うが何名程度増加するのか。

(答弁) 新庁舎が供用開始されると新たに 152 名が増える予定である。

(質問) 現在の庁舎に勤務する職員で、自家用車を利用している職員数はどのようになっているのか。また、その自家用車を利用している職員の駐車場はどのようになっているのか。

(答弁) 現在、自家用車で勤務している職員は 446 名であるが、供用開始時には約 500 名程度になると予測している。

(質問) 現在、職員の駐車場利用についてはその利用料金について市は負担していません。近年は突然の大雨が起こる回数が増えている様に感じる。無料であるから遠賀川の河川敷の駐車場を利用して川が増水した場合に車を移動させに行くと、勤務に差し障りが生じる。また、新庁舎が供用開始に伴い新庁舎で勤務する職員が増え、市役所近くに駐車場が確保できない状況も考えられるが、この際、業務に差し障りのない駐車場の確保について取り組む考えはないのか。(例えば、オートレース場の駐車場を利用して市役所間にバスを通わせる。既存の公共交通の路線周辺にある市有地を駐車場にし公共交通を利用する等。)

(答弁) 駐車場の確保は各職員の判断に委ねているが、職員は民間の有料駐車場か河川敷駐車場(無料)を利用している。職員の福利厚生面と併せ、提案内容は参考になるが、まずは、現在の自家用車で通勤している職員の希望調査等を行い検討していきたい。とのことでした。

飯塚市文化振興マスタープランに関連して

飯塚市文化振興マスタープランに関連して一般質問を行いました。

(質問) 飯塚市文化振興マスタープランが平成 20 年 8 月に作成されているが、この推進の為に、「マスタープランにおける施作の展開は、3 か年毎に検証を行いながら、平成 20 年度から平成 28 年度までの 9 か年と定めます。」とされている。3 か年毎の検証についてはどのようになっているのか。また、本年度が平成 28 年度で最終年度となるが、飯塚市文化振興マスタープランの推進結果は、基本目標や、文化行政の役割と施策の展開を満足するものになったのか。

(答弁) マスタープランの検証については、文化振興審議会、教育委員会点検評価等意見等を頂いているが、検証からの課題としては、鑑賞機会の充実、人材の確保、施設の老朽化、利用促進、情報発信、さまざまな分野との連携、交流等が挙げられている。

(質問) 飯塚市人民芸術交流館(仮)設立推進会という組織から、市議会議長に対して市議会で、芸術振興の推進を図るための議員連盟創設の要望書が出されたが、その際、平成 28 年 11 月に市と市教育委員会に、飯塚市民芸術交流館(仮)設立推進会が、「飯塚市民芸術文化交流館(仮)開設」の要望書を提出したと聞いたが、その団体と要望書の内容はどの様なものか。

(答弁) 文化、芸術を通して市民交流が出来る場の開設を要望する人たちの集まりで、穂波図書館移転後の跡地活用として交流館の設立を行い、飯塚市ゆかりの芸術家の作品を収集し、展示・保存・修復、芸術文化の企画運営・広報・交流等の人材育成をする場所等にすることを提案となっている。

(質問) 近隣自治体では、積極的に文化行政に取り組んでいる報道がなされている。

今回の「飯塚市民芸術文化交流館(仮)開設の要望は、新たに建物を作って下さいとの要望では無く、新市庁舎の供用開始に伴う飯塚市の公共施設の利用の見直しの報道を見ての提案・要望となっているが、その内容は、「飯塚市文化振興マスタープラン」の趣旨に沿ったものであると、わたしは思うが、市教育委員会はどのような受け止め方をしているのか。

(答弁) 廃止施設の利活用については、さまざまな観点から検討されており、要望の文化・芸術施設として利用する事も一つの意見であると考えている。廃止後の活用については、市長部局と十分協議する必要があると考えている。

(質問) 公共施設の利用の見直しに伴い、穂波図書館の後利用の要望であるが、新たに設けられる保育所に利用が予定されていると聞いている。現在の教育委員会が利用している穂波支所3階は、教育委員会が新市庁舎に移転すれば、民間への貸付けが考えられているが、市と市教育委員会と要望団体の方と飯塚市の文化行政について十分な協議を行って頂きたい。また、この教育委員会転出後の穂波支所3階を、民間に借付けるよりは飯塚市の文化行政に利用する事は、市民の皆様の理解を得られるのではないかと思っているが、市教育委員会はどのように考えるのか。

(答弁) 市民の主体的な文化芸術活動の支援、文化芸術鑑賞機会の充実を図る必要性は十分認識している。既存施設の利活用については、市長部局と十分協議していきたいと考えている。

(質問) 財産管理している市長部局はどのように考えられるのか。

(答弁) 公共施設の空きスペースの有効活用は必要と考えている。今後、文化行政・福祉行政等で穂波庁舎3階のスペースが必要となるのであれば、当然検討する。

(質問) 文化行政については、教育委員会がリードしていくのか市長部局なのか。

(答弁) 主体は教育委員会であるが、施設の利活用については教育委員会独断で進めることはできない。

(質問) 文化振興マスタープランを策定して10年経ち、今後平成29年度から10年間の第2次の文化振興マスタープランを新たに策定するが、歩みが遅すぎるから今回の要望書が出てきていると思うが、提案者に話を聞き29年からのマスタープランに掲載することが出来るのか。

(答弁) 指摘されていることについては、当然マスタープランの中に盛り込んでいる。教育委員会としても質問議員と同意見であるが、現実に向けてはもろもろの条件がある。とのことでした。

今回の質問では第2次文化振興マスタープランの具体的内容については確認することが出来ませんでした。今後は、市の所有する絵画・書等の数を確認し市民が目にする事が出来る環境を整えていきたいと考えています。

全国市議会議長会研究フォーラム参加報告

平成 28 年 10 月 19 日・20 日静岡市で全国市議会議長会研究フォーラムが開催されました。今回は、「二元代表制と監視機能」について大森彌東京大学名誉教授の基調講演がありました。

市における二元代表制とは、住民が市議会の議員と市長を直接別々の選挙で選ぶことで、住民の代表機関が二通りになっていることをいう。二元代表制では、市議会の議員と市長が直接別々に選ばれるということは、それぞれが住民に対して直接責任を取る立場にあり、どちらが住民の代表機関としてよりふさわしいか競い合う事になる。

市長の立場は、予算編成権と議案提出権を有し、市議会における議案審議に参加でき職員を部下として使うことのできる等、執行権優位の制度となっている。

議会は、議決機関とされ、予算案・決算案等の市長提案の議案を審議し議決する。議決なしでは事務事業の執行は出来ないから議会も大きな権限が与えられている。

もし、市議会が市長提案の「追認機関化」してしまえば、議会のチェック機能が働いていないことになる。市長は自ら実施する事務事業を企画・立案するので市議会がその内容を厳しく吟味しなければ、市長は「お手盛り機関化」する。

合議体の市議会は、住民の多種多様な利益関心や意見をくみ取り、施策課題を提起し争点を鮮明にさせ、公開の審議を通じて広く住民に知らせ、集約を図っていくことが出来る。この役割を自覚して果たしてこそ、市議会は自治体運営のもう一つの主役たりうる。と説明があり、「チーム議会が必要であり」、「与野党意識の克服」が必要である。との内容でした。

その後、「監視権の活用による議会改革」と題してパネルディスカッションが行われ、法的視点からみた監視権の活用、制作・制度の議会による制御としての監視・監査、メディアからみた議会の監視権、監視権の活用による議会改革静岡市議会の取組の 4 者の発言とその内容についてのやり取りがありました。

ここ数年開催されている、研究フォーラムには参加するように心がけていますが、政策や予算の決定者、執行機関の監視者、政策や条例の提案者、民意の意見の集約者、である地方議会の役割について、どうあるべきか考え学ぶ機会としています。

筑豊ハイツの在り方を考えるため綾町を視察

宮崎県綾町の「てるは文化公園・綾てるはドーム」「県産木材活用の綾中学校校舎」を同僚議員と視察してきました。

「綾てるはドーム」は国内最大級の床面積を誇る木造型屋内施設で、バスケットボール 4 面が利用できるアリーナ縦 80m 横 60m と武道館、トレーニングルーム、会議室、シャワールームを備えています。また、ドーム外の公園敷地には天然芝の縦 110m 横

73m のサッカー場が整備されています。他にも天然芝の縦 180m 横 80m のサッカー場もあり、J リーグチーム等の運動関係者の合宿が行われています。

綾町は人口 7345 人（平成 27 年）の自治体ですが、照葉樹林都市・自然生態系農業の町・農村と都市の交流共生・教育スポーツ合宿交流の里・産業観光の町をキャッチフレーズとしていますが、年間 90 万人前後の市外者が訪れる街です。

今回、大きな運動施設を視察いたしました。施設整備についての考えを聞いてきました。その理由は一年を通じて土・日曜日だけでも良いから合宿を含め多くの市外者が利用することによって物品の販売が行われ経済効果が生じる。とのことでした。

市が管理する筑豊ハイツの在り方については、現在位置での建替が協議となっていますが、年間 100 万人前後の利用者がある県の管理する筑豊緑地との連携については、協議されていません。

この際、県管理の筑豊緑地内に筑豊ハイツを移設し、合宿を目的の建物として整備し、現在の筑豊ハイツのある場所に、



(筑豊緑地のサブグランドから飯塚市街地を見る)

審議中の総合体育館を建設し、筑豊緑地の機能を高め、更に多くの利用者を増やし、新たに物品販売の場所を整備することで経済効果も期待出来るのではないかと思います。

通学路の防犯灯設置進む

平成 25 年 12 月定例会市議会・平成 27 年 6 月定例会市議会で、学校整備に関連して通学路の「防犯灯等照明灯の設置」の一般質問を行い、児童・生徒の帰宅時の安全確保の要望を致していましたが、幸袋地区の防犯灯については、平成 28 年の 10 月に設置が行われました。

これに合わせて、穂波東・鎮西地区の小中一貫校の通学路の防犯灯の設置についても検討が行われています。

